

PCB使用変圧器の判別について

(PCB；ポリ塩化ビフェニル)

平素より弊社の製品をご愛用頂き誠にありがとうございます。弊社では特殊仕様として、1962年（昭和37年）から1972年（昭和47年）にかけて製作した変圧器の一部にPCB入り絶縁油を使用しておりました。

製作された変圧器を現在も保有なさっているお客様もおいでのことと思いますので、PCB入り絶縁油を使用した変圧器の判別方法をご案内申し上げます。

【判別方法】

PCB入り絶縁油を使用した当社製変圧器には銘板に**特別な表示**がございますので、銘板を御覧頂ければ判別できます。特別な表示には下記の5種類がございます。

この5種類の表示のうち、いずれかの表示があればPCB入り絶縁油が使用されていますので PCB使用機器としての管理が必要になります

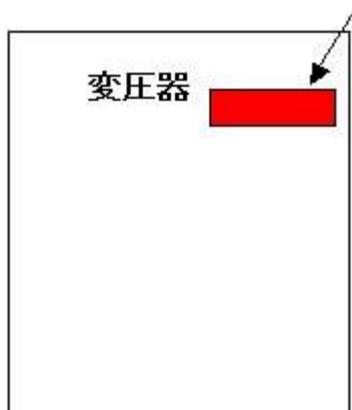
※PCB入り絶縁油を使用した変圧器であることを表す

特別な表示の一覧

No.	特別な表示の表示位置	特別な表示の内容
1	銘板内の上部で「変圧器」の表示の右横部	不燃性油入
2	同上	不燃性絶縁油入
3	同上	富士シンクロール油入
4	同上	カネクロール油入
5	銘板の脇に、表示用の補助銘板を付属	不燃性合成絶縁油入変圧器

特別な表示の例；

№． 1～4の場合の表示例



銘板のこの部分に
特別な表示のいずれかがあります。

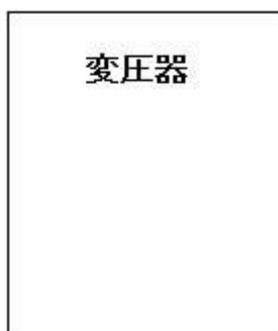
不燃性油入

不燃性絶縁油入

富士シンクロール油入

カネクロール油入

№． 5の場合の表示例



補助銘板



不燃性合成絶縁油入変圧器

※これらの特別な表示が無い
変圧器には、PCB絶縁油は
使用されていません。

【ご注意！】 PCB使用電気機器の取扱・保管・管理について

使用済のPCB使用電気機器は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「特別管理産業廃棄物」となり所定の管理が義務づけられています。

また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、毎年度、PCB廃棄物の保管・処分状況を環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出ることが義務づけられました。

本件に関するお問い合わせは、次の窓口で対応しております。

営業部： 連絡先 TEL：076-475-1123 FAX：076-475-1841

※関連サイト及び関連資料：

- ・ 社団法人 日本電機工業会 「PCBを含む電気機器への対応情報」
(<http://www.jema-net.or.jp> トップページ右下「Pick Up」に掲載)